

# 甲州市公立保育所のあり方に関する提言書

令和7年3月

甲州市公立保育所のあり方検討協議会

## 1 はじめに

甲州市では、「安心して子どもを産み、健やかに育めるまちづくり」を基本理念として、子ども・子育て支援事業計画を策定し、保育・教育事業に対する市民のニーズに応じていくための体制づくりを進めているところですが、近年の少子化や核家族化の進行、夫婦共働き家庭やひとり親家庭の増加、女性の社会進出等に伴い、仕事と子育ての両立を支援する保育所の役割は、これまで以上に大きくなっています。

また、保護者の就労状況や価値観、ライフスタイルの多様化から休日保育や病児保育等様々な保育サービスが求められています。

その一方で、人口減少が進行している地域の保育所においては、就学前の児童数の減少により、継続的な保育所への通所が難しい状況になることが懸念されています。

ハード面においても、公立保育所の園舎は、昭和35年から平成2年にかけて建築され、全ての園舎で著しく老朽化が進んでいます。そのため、適切な施設の維持管理が求められています。

このような状況の中、未来を担う子どもたちの健やかな成長を支えるため、将来的に公立保育所がどのような役割を果たすべきかを検討する「公立保育所のあり方検討協議会」を令和5年7月に立ち上げ、9回の会議を開催し検討を行ってきました。

公立保育所の現状と課題等これまでの検討内容を整理し、今後のあり方について一定の方向性を示すことができましたので、ここに提言いたします。

## 2 甲州市の公立保育所の現状と課題

### ■公立保育所での保育の現状と課題

#### 【メリット】

- ・広い園庭を活かし、各園で運動能力向上や集団あそびを目的とした朝活等をおこなっている。
- ・自然体験も多くできている。
- ・小学校に隣接しているため、情報の共有や交流等の連携が図りやすい。
- ・公立 4 園は連携・内部調整が容易なため、何かあった時は公立間で補いあえる。(保育士が急病の場合等は、各園間で助け合える。)
- ・土曜日の保育は、合同保育を行っている。(松里と奥野田、大和と東雲等、他園の子との交流ができる。)

#### 【デメリット】

- ・児童数の減少により、子どもの集団の中での力の伸びや、集団での活動に制限がかかること。
- ・土曜日の合同保育は、メリットがある一方児童によっては、負担に感じることも考えられる。

#### (1)入所児童の現状と課題

本市の公立 4 園の児童数は、令和元年度末(令和2年 3 月 31 日)に比べ 49人減少しています。今後も市内出生数の減少に伴い、児童数も減少することが予測されていることから、保育所運営に支障をきたすことが懸念されます。

市内公立	定員	利用年度	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計(年度末の増減)
松里保育所	70	元年度	2	4	4	7	6	7	30(+5)
	70	2年度	0	4	8	4	7	7	30(+4)
	70	3年度	2	2	4	9	4	7	28(+1)
	70	4年度	1	2	2	4	9	4	22(+5)
	70	5年度	1	2	3	3	5	9	23(+3)
	70	6年度	0	2	3	3	3	5	16(+1)
奥野田保育所	80	元年度	2	6	4	12	6	14	44(±0)
	80	2年度	0	4	6	5	11	5	31(+1)
	80	3年度	0	1	5	7	5	11	29(+8)
	80	4年度	0	3	3	7	8	5	26(+5)
	80	5年度	1	4	4	3	7	7	26(+4)
	80	6年度	1	4	7	3	4	7	26(+5)
東雲保育所	90	元年度	1	7	1	12	11	12	44(+6)
	90	2年度	1	3	9	4	13	12	42(+3)
	90	3年度	0	2	13	9	12	19	55(+2)
	90	4年度	2	2	2	13	9	14	42(+4)
	90	5年度	0	7	3	2	12	7	31(+7)
	90	6年度	3	3	10	5	2	13	36(+4)
大和保育所	45	元年度	0	4	2	5	6	7	24(+6)
	45	2年度	1	4	6	3	5	6	25(+4)
	45	3年度	0	3	5	6	5	6	25(+4)
	45	4年度	0	1	4	4	7	6	22(+1)
	45	5年度	0	3	1	5	4	7	20(+1)
	45	6年度	0	0	3	2	5	5	15(±0)
小計	285	元年度	5	21	11	36	29	40	142(+17)
	285	2年度	2	15	29	16	36	30	128(+12)
	285	3年度	2	8	27	31	26	43	137(+15)
	285	4年度	3	8	11	28	33	29	112(+15)
	285	5年度	2	16	11	13	28	30	100(+15)
	285	6年度	4	9	23	13	14	30	93(+10)

## (2) 保育施設設備の現状と課題

甲州市内にある保育施設は、令和6年度現在、公立保育所が6園(うち2園が休園)、私立認定こども園が8園の合計14園があります。各園の配置は、塩山地区に公立2園、私立7園、勝沼地区に公立1園、私立1園、大和地区に公立1園であり、各施設において就学前の子どもたちの保育や教育を担っています。

公立保育所の6園の園舎は、昭和35年から平成2年にかけて建築され、全ての園舎において著しい老朽化が進んでいます。

なお、休園中の大藤保育所・神金保育所以外の4保育所は、耐震補強工事が実施されています。

今後も、安心・安全な保育施設環境について検討し、適切な施設の維持管理に努めていく必要があると考えます。

### ■ 公立保育所の建築年一覧表

施設名	建築年月日	延床面積(㎡)	築年数	備考
奥野田保育所	S35/11/02	594	築63年	耐震補強 実施済
神金保育所	S36/04/01	469	築63年	休園中(平成27年度～)
大藤保育所	S38/04/01	383	築61年	休園中(平成27年度～)
松里保育所	S53/04/01	658	築46年	耐震補強 実施済
大和保育所	S59/03/10	365	築40年	耐震補強 実施済
東雲保育所	H02/04/16	715	築34年	耐震補強 実施済

#### 【課題】

- ・施設の老朽化や危険性。(全保育所)
- ・保育所周辺の道幅が狭く、大型の緊急車両が入りにくいことや、送迎時にすれ違いができない。(松里)
- ・毎年行っている保護者アンケートでも、駐車場から園舎までの距離が長く(50mくらい)、交通量も多く危険なため、改善を求める意見が多い。(奥野田)
- ・浸水想定区域内に保育所がある。(奥野田)
- ・国道に面しているため、騒音、排気ガスが気になることや、速度の速い大型車両の交通量が多く、公園へ遊びに行きたいが、国道を歩かなければいけないため行かれない。(大和)

## (3) 保育士の現状と課題

令和6年4月1日現在の職員の内訳は、所長4名、保育士25名(うち正規職員11名、会計年度職員14名)、調理員8名(全て会計年度職員)の合計37名となっています。

公立保育所に勤務する保育士の身分は公務員ですが、公立・私立を問わず、保育士の不足が課題になっています。市では正規職員に加え、会計年度職員(単年度契約職員)を雇用して対応していますが、その割合は約半数を占めています。

上記の体制の中でも以下のようなメリットも生み出している。

- ・近年、要保護児童や見守り対象児童も増えており、保育士不足の中配慮が必要な子どもへの対応が課題となっているが、こういった児童への支援について、行政内部や関係機関との連携が取りやすい。

・児童数が減少している分、一人一人の児童としっかり向き合える。また、未満児にとっては、ゆったりとした環境で過ごすことができおり、保護者の安心感に繋がっている。

#### (4) 公立保育所運営に係る財源の現状と課題

公立保育所の運営費は、国の「三位一体の行財政改革」により、平成 16 年度に国の保育所運営費負担金が一般財源化されたことに伴い、市区町村の財政状況の悪化、保育サービスの維持や向上ができるか懸念がある。現在公立保育所の運営費は、国からの交付税措置により一部補填されているが、令和 6 年 9 月から一般財源を活用して「保育施設に在籍する 3 歳未満児に係る保育料の無償化事業」を実施しており、今後子育て施策に係る限られた財源をどのように配分し、どのように保育サービスの提供や子育て世帯の支援に繋げていくのか、各事業の効果検証を丁寧に行う必要があると考えます。

### 3 これからの公立保育所の役割とは

子どもや子育てを取り巻く環境は、少子化や核家族化の進行、夫婦共働き家庭やひとり親家庭の増加、女性の社会進出、地域コミュニティの希薄化、国内経済の衰退による貧困世帯の増加等、厳しい状況が続いています。また、支援が必要な家庭、保護者の就労形態の多様化への対応として、保育に関する新たなニーズへの対応や保育の質の確保も必要になると思います。

市の保育施策は、公立保育所・私立認定こども園、それぞれの特徴や役割のもと、保育所保育指針等に基づいて、それぞれの保育理念を実現することにより、今後も質の高い保育サービスを目指して提供していくことが基本になります。

このような中で、公立保育所の役割について検討を行い、以下のとおり整理しました。

#### 1 地域における子育て支援拠点として

---

##### ■地域の子育て家庭を支援する役割

公立保育所は、地域の子育て支援拠点として、これまで蓄積された公立保育の知識、経験、技術を活かしていくことが必要と考えます。

子育て家庭への支援に関する知識や技能の習得に取り組むと共に、子どもと保護者が孤立することがないように、保育や子どもに関する身近な相談の場の提供を希望します。

また、へき地、過疎地域における子育て支援の拠点としての役割を担うことが重要と考えます。

##### ■関係機関等を繋ぐ役割

子育てに関する相談への対応等を行うにあたり、地域での問題解決のため、子育て支援に関わる様々な団体や、こども家庭センター、学校、民生委員・児童委員、地域住民等の関係機関等を繋ぐ役割を担うことが必要です。

#### 2 地域に根ざした特色ある保育の実施

---

甲州市内では、現在病後児型の保育を行っている施設は 1 園のみです。

回復期の子どもの受け入れが可能な病後児保育は、子ども・子育てに関するニーズ調査の結果からも保護者のニーズが高いことがわかるため、公立保育所でも病後児保育に

対応する受け皿の整備を希望します。また、全国的に年々増加している医療的ケア児に対しても、児童や家族からこの地域で安心して過ごせるよう、公立保育所として支援体制の検討、整備を希望します。

核家族化や地域の間関係の希薄化等の影響により、今後は、社会全体で子育てを支えることが必要であり、地域が子育てに関わるためには、保育所がその地域の一翼を担うことが重要です。

小、中学校以外にも、自治会や老人会等地域との積極的な交流を行うことにより、地域で子どもを育てるとして共通の視点を持つことが大切あり、今後さらなる児童数の減少が見込まれる中、児童クラブや老人が集える場等を兼ね備えた、多機能型保育施設の整備も考えられます。

### 3 災害時等のセーフティネットとして

災害時に、地域住民の避難所としての受け入れや、私立認定こども園において保育が困難となった場合に、公立保育所が代替保育の提供を行う等、セーフティネットの役割を果たすことが望まれます。

## 4 今後の公立保育所のあり方

甲州市公共施設等総合計画では、「将来的な児童の減少を踏まえ、児童の予定見込み数を把握する中で、民間園への移行等を検討するもの」とし、すべての公立保育所を廃止する方針であることが示されています。

しかしながら、公立保育所は、地域の基幹となる保育施設として、地域の実情に応じた子ども・子育て支援を実施するために、保育ニーズに対応した質の高いサービスの提供を行うとともに、地域の保育の受け皿として、保護者や児童が安心して利用できる施設の整備が必要と考えます。

そのため、公立保育所のすべてを廃園にするのではなく、施設の立地状況や社会情勢の変化を注視する中で、一定数の維持確保に努めることが望ましく、また、存続する公立保育所は、地域特性や求められる役割、顕著化した病後児保育等の機能を市民目線で検討する中で効率的な施設運営をすることが、今後の公立保育所のあり方として求められると考えます。

(付記事項)

今後保育需要を見極める中で、規模、配置等具体的な協議が必要な然るべき時期(3年以内を想定)に、改めて市内保育所等のあり方について、協議を望みます。

# 資料編

●甲州市公共施設等総合管理計画について(説明)

公共施設等総合管理計画は、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことを目的として、平成 29 年 3 月(2017 年)に策定された計画です。

市内の公共施設は、公共施設等総合管理計画で示された方針に基づき、更新・統廃合・長寿命化を計画的に実施する等、公共施設等の総合的なマネジメントが進められています。ハード面では、経過年数や簡易的な劣化診断を行い、ソフト面では、稼働率や今後の必要性を点数化して評価し、施設の対策優先順位付けが行われています。

●公共施設等総合管理計画を踏まえた方向性

市内公立保育所については、老朽化の進行による修繕箇所増加や将来的な児童の減少予測等を踏まえる中で、同計画の期間内である令和 33 年度(2051 年度)までに全ての公立保育所を廃止する方針が掲げられていることから、この方針に沿った計画的かつ段階的な統廃合が求められています。

【甲州市公共施設等総合管理計画 令和 4 年(2022 年)3 月改定(抜粋)】

4 子育て支援施設

(1) 幼保・こども園

①基本情報

幼保・こども園は、市内 6 施設あり、延床面積は合計 3,185 m<sup>2</sup>です。いずれの施設も延床面積は 1,000 m<sup>2</sup>未満と比較的小規模となっています。また、いずれの施設も建築後経過年数が 30 年を超えていることから老朽化が進行しています。

②現状や課題に関する基本的な認識

幼保・こども園の置かれている現状や課題を整理すると以下のとおりです。

視 点	課 題
ストック	・松里保育所、奥野田保育所、東雲保育所、大和保育所は耐震診断結果に基づき耐震化が完了しました。 ・現在開園している施設は、耐震化は図られましたが、老朽化は進んでおり修繕箇所が増加しています。 ・幼保・こども園の長寿命化計画は策定していません。
コスト	・園児数が定員を大きく下回っている施設が多いことから園児 1 人あたりコストが他の保育所と比べて高くなっています。
サービス	・将来的には園児の減少を踏まえて民間園への移行を含め統廃合を検討する必要があります。

### ③今後の重点方針

#### 点検・診断の基本的な方針

- ・現在実施している点検を継続して実施していきます。
- ・点検・診断結果は、データベース化し施設の保全などに活用します。

#### 維持管理・修繕・更新の基本的な方針

- ・点検結果を踏まえた適切な修繕を継続していきます。
- ・他の施設で作成されている修繕履歴台帳の仕組みを導入し、維持管理に活用していきます。
- ・開園している施設は、今後、計画的な大規模修繕や更新を検討します。
- ・閉園している施設は、再開の見通しが立たない場合、除却も含めて今後の方針を検討します。
- ・雨漏りの発生は、施設の劣化の進行を招くおそれがありますので、早急に修繕します。

#### 統合や廃止の推進の基本的な方針

- ・将来的な園児の減少を踏まえ、園児の予定見込み数を把握する中で、民間園への移行などを検討します。

### ④施設別の今後の方針

表3-18 幼保・こども園の今後の方針

No.	施設名称	総合管理計画期間内 (30年間)における方針
1	松里保育所	廃止
2	神金保育所	廃止
3	大藤保育所	廃止
4	奥野田保育所	廃止
5	東雲保育所	廃止
6	大和保育所	廃止

◆保育所の設置基準(認可保育所)

認可保育所とは、児童福祉法に基づいて設置された児童福祉施設で、国が定めた設置基準(施設の面積・職員数・設備・衛生管理等)をクリアし、都道府県知事に認められた施設となっています。認可保育所には、公立と私立があります。預かり対象となるのは、保護者が仕事もしくは病気などの理由で、保育が難しい0歳から小学校就学前の子どもで、入所の申し込みは各自治体に対して行います。そのような認可保育所の設置基準は、次のとおりとなっています。

入所対象	0歳～小学校入学前の児童
定員	20名以上
職員数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・0歳児おおむね3人につき1人以上</li> <li>・1歳児及び2歳児おおむね6人につき1人以上</li> <li>・3歳児おおむね15人に1人以上</li> <li>・4歳以上児おおむね25人に1人以上</li> </ul>
資格	保育士(保健師または看護師の特例あり:1名まで)
保育室等の設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児室:0歳児及び1歳児 1.65㎡/人</li> <li>・ほふく室:0歳児及び1歳児 3.3㎡/人</li> <li>・保育室:2歳児以上 1.98㎡/人</li> <li>・屋外遊戯場:2歳児以上 3.3㎡/人(保育所外の公園等を含む)</li> </ul>
調理	自園調理または委託

## 甲州市公立保育所のあり方検討協議会設置要綱

### (設置)

第1条 甲州市子ども・子育て支援事業計画に基づき、本市の公立保育所のあり方について、今後の方向性を検討するため、甲州市公立保育所のあり方検討協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 協議会は、公立保育所の役割、規模、配置等、適正な運営のあり方について検討し、その結果を市長に提言するものとする。

### (組織)

第3条 協議会は、委員16名以内で組織する。

2 協議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 幼児教育・保育機関の代表者
- (2) 公立保育所の保護者の代表者
- (3) 民生委員児童委員の代表者
- (4) 学識経験者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事項が完了するまでとする。

2 委員に欠員が生じた場合は、新たな委員を委嘱し、又は任命することができる。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は委員長が召集し、会議の議長となる。

2 委員の委嘱後、最初に開かれる会議又は委員長及び副委員長が共に欠けたときの会議は、市長が招集する。

3 委員長は、必要があると認めるときは委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員の解嘱等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解嘱し、又は解任することができる。

(1) 委員から辞任の申し出があった場合

(2) 前条の規定に違反した場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、解嘱又は解任に相当する事由があると認められる場合

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、子育て支援課において処理する。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

附 則(令和5年5月16日告示第108号)

この告示は、令和5年6月1日から施行する。

附 則(令和6年4月1日告示第67号)

この告示は、公布の日から施行する。

甲州市公立保育所のあり方検討協議会会議開催状況

回数	日時	場所	主な協議事項
第1回	令和5年7月7日(金) 午後7時から	本庁舎 市民ギャラリー	甲州市公立保育所のあり方検討協議会設置要綱について 市内保育所・私立認定こども園の概要説明について
第2回	令和5年9月8日(金) 午後7時から	本庁舎 市民ギャラリー	あり方検討協議会設置の背景とその目的について 市が考える公立保育所のあり方の説明について 提言の素案の検討について
第3回	令和5年11月21日(火) 午後7時から	本庁舎 市民ギャラリー	提言の素案の検討について
第4回	令和6年2月1日(木) 午後7時から	本庁舎 第1会議室	提言の素案の検討について
第5回	令和6年7月26日(金) 午後7時から	本庁舎 市民ギャラリー	ニーズ調査の結果報告について 提言の素案の検討について
第6回	令和6年10月4日(金) 午後7時から	本庁舎 市民ギャラリー	提言の素案の検討について
第7回	令和6年11月29日(金) 午後7時から	本庁舎 市民ギャラリー	提言の素案の検討について
第8回	令和7年2月10日(月) 午後7時から	本庁舎 国際交流市民交流センター	提言書(案)について
第9回	令和7年3月24日(月) 午後7時から	本庁舎 市民ギャラリー	提言書(案)について
	令和7年6月5日(木) 午後1時30分から	本庁舎	市長への提言

甲州市公立保育所のあり方検討協議会名簿

氏名	所属機関・団体等	職名	備考
里見 達也	山梨県立大学	教授	委員長
金子 久恵	甲州市立松里保育所	所長	
手塚 しのぶ	甲州市立奥野田保育所	所長	
秋山 美和	甲州市立東雲保育所	所長	
山崎 美恵	甲州市立大和保育所	所長	
鶴田 翔	甲州市立松里保育所	保護者会長	令和5年度
伊東 彩香	甲州市立松里保育所	保護者会長	令和6年度
櫻林 まゆ美	甲州市立奥野田保育所	保護者会長	第6回まで
原 和馬	甲州市立奥野田保育所	保護者代表	第7回から
高野 裕生	甲州市立東雲保育所	保護者会長	令和5年度
平塚 郁美	甲州市立東雲保育所	保護者代表	令和6年度
小林 洵也	甲州市立大和保育所	保護者会長	令和5年度
手塚 雅也	甲州市立大和保育所	保護者会長	令和6年度
雨宮 智信	甲州市立認定こども園連合会	会長	
三輪 大然	甲州市立認定こども園連合会	前副会長	
中村 文雄	民生委員児童委員連絡協議会	会長	副委員長
平山 文子	民生委員児童委員連絡協議会	前主任児童委員部長	
三枝 照子	甲州市子ども・子育て会議	委員	
菊島 直紀	甲州青年会議所	理事長	
山本 千夏	甲州市健康増進課健康づくり担当	主幹	市保健師